

令和 7 年第 2 回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 2 月 2 7 日 (木) 午前 9 時 30 分～11 時 10 分

2 開催場所 さつま役場本庁別館 3 階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10 名)

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	濱田 誠
5 番	前野 浩司	6 番	満園 和徳
7 番	山内 美千代	8 番	山崎 博文
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員 (22 名)

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	
14 番	池之野 智幸	15 番	久保蘭 貴政	16 番	水流 新藏
17 番		18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番	上屋敷 守	28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番		31 番	狩宿 悦男
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	坂元 智一
35 番	村上 一徳				

(3) 職員 (7 名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地係主査	下牧瀬 嘉子
担い手支援室長	永江 寿好
担い手支援室担い手支援係長	下大迫 誠
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (-名)

5 会次第

- | | | |
|-------------|------------------------|---------|
| (1) 議案第 1 号 | 農地法第 3 条許可 (農委) 申請について | (10 件) |
| (2) 議案第 2 号 | 農地法第 5 条許可申請について | (1 件) |
| (3) 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について | (64 件) |
| (4) 議案第 4 号 | 地域計画に係る意見について | (1 件) |

6 その他

事務局長	ただ今から令和7年第2回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、全員の出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち13番野間委員、17番内村委員、30番山口委員から欠席の申し出があり、22名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、3番赤崎敬一郎委員、4番濱田誠委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。 「会務報告の朗読及び説明」
事務局長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり)
議長	無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が、1件ありますので、その案件を先に審議いたします。 3ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-7番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明 2-7番 所在：柏原字■■■■番1、畑、農振農用地区域内、3,371㎡、所在：柏原字■■■■番3、畑、農振農用地区域内、2,953㎡、売買による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-7番、お願いします。
27番委員	渡人の■■■■さんは受人の■■■■さんのおじにあたります。■■■■

27 番委員

さんが、申請の畑を何年も前から作ってしまして、今度、売買で名義を変えたいということでした。境界、進入路、用排水は何ら問題ありませんでした。ご審議方をよろしく願います。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 2-7 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 2-7 番は、許可することに決定いたします。

委員の入室をお願いします。(委員入室)

次に、1 ページから 5 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明

2-1 番

所在：柊野字 番、田、農振農用地区域内、479 m²、所在：柊野字 番、田、農振農用地区域内、533 m²、所在：柊野字 番、田、農振農用地区域内、492 m²、所在：柊野字 番 1、田、農振農用地区域内、593 m²、所在：柊野字 番 2、田、農振農用地区域内、102 m²、所在：柊野字 番 1、田、農振農用地区域内、383 m²、所在：柊野字 番 1、畑、農振農用地区域外、1,484 m²、売買による所有権移転

2-2 番

所在：平川字 番 2、田、農振農用地区域内、1,243 m²、所在：平川字 番 1、田、農振農用地区域内、532 m²、売買による所有権移転

2-3 番

所在：湯田字 番、田、農振農用地区域内、2,208 m²、売買による所有権移転

2-4 番

所在：広瀬字 番 3、畑、農振農用地区域外、481 m²、所在：広瀬字 番、畑、農振農用地区域外、1,168 m²、贈与による所有権移転

2-5 番

所在：広瀬字 番 1、田、農振農用地区域外、546 m²、売買による所有権移転

2-6 番

所在：久富木字 番 2、田、農振農用地区域内、250 m²、売買による所有権移転

2-8 番

所在：鶴田字 番 1、田、農振農用地区域内、412 m²、所在：鶴田字 番、田、農振農用地区域内、1,033 m²、所在：鶴田字 番 5、田、農振農用地区域外、120 m²、所在：鶴田字 番 1、田、農振農用地区域内、206 m²、所在：鶴田字 2141 番 1、田、農振農用地区域外、351 m²、所在：鶴田字 番 2、田、

事務局 (堀口)	農振農用地区域内、244 m²、所在：鶴田字 番 1、田、農振農用地区域内、189 m²、所在：鶴田字 番 2、田、農振農用地区域内、1,690 m²、贈与による所有権移転 2-9 番 所在：求名字 番 2、畑、農振農用地区域内、409 m²、売買による所有権移転 2-10 番 所在：中津川字 番 2、畑、農振農用地区域内、554 m²、所在：中津川字 番 1、畑、農振農用地区域外、588 m²、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1 番、お願いします。
23 番委員	渡人の さんは、80 歳と高齢で、今、 に長年、居住されており、 出身ではございますけど、地元には、後継者等は不在の状況であります。譲受人の さんは、59 歳と現役ばりばりで、 さんの生家の隣で農業を行っております。今回の所有権移転については、 さんが、現在実施中の畜産を含めて、水稻の規模拡大を目的に土地の売買を希望されたものであります。対象圃場は三つの字で7筆、4,000 m²くらいありますが、境界、水路、進入路を含めた農道が、基盤整備地区の一角をなしており、特に問題は無いものと判断いたしました。よろしくお願いします。
議長	2-2 番、お願いします。
19 番委員	渡人の さんは、現在、 に住宅を構えておりまして、平川の土地を処分をしたいということで、長年、 さんが耕作されていまして、話し合いの結果、売買をすることに決まったようであります。現在も耕作をされておりまして、進入路、境界等、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議長	2-3 番、お願いします。
事務局 (堀口)	調査をお願いしました野間推進委員が本日、欠席でございますので、事務局が代理で報告します。渡人の さんはたくさん農地を所有されているというんですが、この字 番はちょっと離れた場所にあるということで、これまでも、生産効率が悪いので手放したいという意向があられたとのことでした。受人の さんも耕作はされているんですが、ご自分の所有されているところで、条件の良いところがあるかないということから、お二人で話し合いが進んで、今回の話になったということです。字 番は現在も耕作をされている関係で、用排水路、境界、進入路等、何ら問題は無いとのことでした。以上です。
議長	2-4 番、5 番、お願いします。
14 番委員	2-4 番について、渡人の さんは現在、 に在住で、佐志の土地を処分したいということで、現在も管理をして、一部を家庭菜園として使

14 番委員 っている受人の■■■■■さんに話を持って行ったところ、快く引き受けてくれたそうです。進入路、排水、境界等は何ら問題ありませんでした。

2-5 番について、受人の■■■■■さんが今度、トラクターを購入し、水稻に挑戦してみたいということで、昔からの知り合いの■■■■■さんに話を持っていったところ、■■■■■さんの田んぼを売買契約という形で譲るということで、話がまとまったようです。境界、進入路、排水等、問題ありませんでした。以上です。

議長 2-6 番、お願いします。

21 番委員 受人の■■■■■さんが、長年ここは作っておられて、お父さんの代から名義だけに変更されていなかったということで、250 m²、1 枚の田になっていて、約 3 反分あるんですが、それを売買で正式に名義変更をして、■■■■■さんに渡すということで話が着いたということでした。進入路、排水、水の取り入れ等、問題ありませんでしたので、よろしいお願いします。

議長 2-8 番、お願いします。

24 番委員 渡人の■■■■■さんは高齢で、農地を少なくしたいということで、親族で、近隣に住まれている■■■■■さんに譲渡するということで、話がまとまったそうです。現在も耕作している場所なので、進入路、境界等、何ら問題ありませんでした。以上です。

議長 2-9 番、お願いします。

29 番委員 ■■■■■さんは、■■■■■君のお母さんといとこ同士になります。現在も■■■■■君のお母さんが、この申請地を家庭菜園として使っているということで、今回、正式に所有権を移転しましょうということになったそうです。現在も耕作されていますので、進入路、境界等については特に問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長 2-10 番、お願いします。

32 番委員 渡人の■■■■■さんは、■■■■■在住ですが、■■■■■出身になります。今までこの土地も管理されていたのですが、高齢になり、親戚筋にあたる■■■■■さんに贈与するということで話がまとまったということです。境界、進入路等、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

33 番委員 2-6 番について、面積が 250 m²と 3 反分という説明でしたが、どちらが正しいですか。

21 番委員 この田んぼは、約 3,000 m²の 1 枚になっていて、その一部、■■■■■番 2 となっていますが、枝番の 1 が 2,600 m²程あって、併せて 3,000 m²ということです。ここは 2 筆あった関係で、今回 250 m²を売買となった次第です。

議長 面積には問題はないということで、よろしいですか。
(はいの声あり)

議長

他にはございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに決定いたします。

次に、6 ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-1番について説明
2-1 番

所在：柏原字 番1の一部、畑、農振農用地区域外、772 m²のうち324 m²、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：104.34 m²、申請事由：申請地を借り受け（使用貸借権設定）一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1 番、お願いします。

27 番委員

貸人の さんと借人の さんは兄弟であります。 さんはいちご農家をされていまして、この畑にハウスがありまして、いちごの苗を作っていたらっしゃいました。 さんも高齢で、いちごを縮小していきたいとのことでした。弟の さんが定年で帰ってこられまして、家を作りたいとのことでした。境界、進入路、排水等は何ら問題ありませんでした。ご審議、よろしくお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(片野)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-1 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-1 番は、許可することに決定いたしました。

議長	次に、7 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 7 ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 はじめに、私に関わる案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、私はここで退室します。 また、さつま町農業委員会総会 会議規則 第 5 条第 2 項の規定より、議長は、吉留義晃会長代理をお願いします。 {池山会長退室}
議長 (吉留代理)	池山会長に代わりまして、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力ください。 それでは、18 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 2-59 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 18 ページ、2-59 番について朗読及び説明
議長 (吉留代理)	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 2-59 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 2-59 番は、妥当とすることに決定いたします。 池山会長の入室をお願いします。{池山会長入室} ここで、議長を、池山会長と交代いたします。スムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
議長	議長を交代しました。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が、あと 9 件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず、9 ページから 10 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、2-9 番から 16 番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 9 ページから 10 ページ、2-9 番から 16 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の2-9番から16番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の2-9番から16番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、16ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の2-44番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の16ページ、2-44番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の2-44番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の2-44番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、8ページから20ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の8ページから20ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

33番委員

2-8番について、中津川字■■■■番1は、私への調査依頼が無かったので、現地確認は実施しておりません。実施したほうがいいですか。

32番委員

■■■■番1は、私に調査依頼がありましたので、調査をいたしました。問題はありませんでした。

議長

他にはございませんか。

11 番委員	2-39 番について、受け手の住所は間違いはないですか。
農地中間管理事業推進員（外川内）	現在は、ここに住まれています。
議長	他にはございませんか。
1 番委員	機構貸出とは何ですか。
農地中間管理事業推進員（外川内）	機構貸出というのは、契約期間中、賃借料も変わらず、場所も変わらず、ただ耕作者だけを変更するものです。機構は所有者から借りていて、それは変わりません。
議長	よろしいですか。 （はいの声あり） 他にございませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。 次に、議案第 4 号「地域計画に係る意見について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局長	議案第 4 号「地域計画に係る意見について」説明
議長	ただ今の議案説明について、さつま町担い手支援室から、補足説明をお願いします。
担い手支援室（永江、下大迫）	議案第 4 号「地域計画に係る意見について」、別冊の議案説明資料に基づき、補足説明
議長	ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
6 番委員	入作、出作について、記載されていないところがあり、また、畑が入っていないところがあると思うが、どのように対応しますか。
担い手支援室（下大迫）	おっしゃるとおりでありまして、記載が漏れていると言われるところについては、情報が無いところであります。特に畑については、水田台帳みたいな形で、役場に耕作者の情報が無いことから、そういったところが把握しづらいところがございます。そこで、これから、毎年見直しをかけて入れ込んでいく作業をしていく、というイメージで考えていただければあ

担い手支援室（下大迫）	りがたいと思います。そこらあたりが整理できなかったことにつきまして、こちらでも力不足でありましたが、佐志区の新生団地、また、茶園についても、ある程度こちらで把握できる分については、押さえて掲載した部分もございます。また、農家さんから直接、入れて欲しいという意見があった部分については、それぞれ、個別に対応してございます。今後も整理をしていかなければいけない部分がありますので、引き続きご協力をお願いいたします。
議長	今、お話があったように、情報収集して見直しをしていくということでご理解いただきたいと思います。他にございませんか。
1 番委員	田や畑をどのように使っていったほうがいい、ということは計画に入れないのですか。
担い手支援室（下大迫）	計画に担い手として位置付けられた方々が、どこを作るかということをしっかし決め込んで、10 年後に向けて、その利用権設定を進めていきなさいということ言われています。しかし、現在作っている方を押しのけて設定することはできませんので、確認をしながら、できるところから設定していくしかないと考えます。
議長	将来、柔軟に対応していくということですので、ご理解いただきたいと思います。他にございませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。無いようですので、採決いたします。 議案第 4 号「地域計画に係る意見について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 4 号「地域計画に係る意見について」は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 （なしの声あり） 事務局から議案はありませんか。 （ありません。） 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 （なしの声あり） 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	（事務局等より協議・連絡事項あり） ・活動記録の徹底について（活動事例紹介など） ・農地集積に関する確認書について（依頼） ・個人情報保護（守秘義務）の順守について ・先月の総会議案集の差し替えについて ・令和 7 年度総会等の日程について（4 月～12 月） ・川薩普及だよりの配付について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

11 番委員	町内の令和 7 年の主食用米の作付面積はどのくらいか。
事務局	今後、調査して後日、情報提供します。
6 番委員	報酬等の口座振込みを明細が分かるように記帳できないか。また、源泉徴収票に明細を記載できないか。
事務局	今後、調査して後日、報告します。
議長	他にございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 2 回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____